

# 旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人恵庭市学校給食協会（以下「協会」という。）の役員、委員及び職員が協会用務のため旅行する場合、または役員及び委員が会議に出席した場合の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等)

第2条 旅行命令等は旅行命令簿により行わなければならない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する普通旅客運賃並びに特別急行料金または急行料金、座席指定料金による。

(1) 乗車に要する普通旅客運賃

(2) 特別急行料金または急行料金は、特別急行列車または急行列車を運行する路線による旅行で、特別急行は片道100キロメートル、急行は片道50キロメートル以上のものに限り支給する。

ただし、新幹線にあつては、その乗車に要する料金を支給する。

(3) 座席指定料金は、普通急行列車運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第5条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃並びに寝台料金、特別船室料金による。

(1) 運賃に等級が設けられている船舶による旅行の場合には上級の運賃

(2) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

(3) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、特別船室料金

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に支払った運賃による。

(車賃)

第7条 車賃の額は、別表のとおりとする。

(日当)

第8条 日当は会議日当と旅行日当に分け、日当の額は別表のとおりとする。

2 役員及び委員が会議に出席したときは、会議日当を支給する。

(宿泊料)

第9条 宿泊料の額は、別表のとおりとする。

(旅費の調整)

第10条 次の各号に掲げる場合には、その支給すべき旅費額を制限して支給することができる。

- (1) 協会備付けの車両などを利用し、または料金を必要としない交通機関を利用し旅行した場合
- (2) 料金を必要としない宿泊施設を利用して旅行した場合
- (3) 調査、視察、研究、入学、研修その他これに類する用務のため旅行する場合
- (4) 前各号によるもののほか、正規の旅費額により難い特別の事情がある場合

2 前項によるもののほか、用務の内容によって、その支給すべき旅費額を日額または月額にさだめて支給することができる。

(概算払い)

第11条 旅費については概算払いをすることができる。

2 概算払いをしようとする場合は、旅行命令簿に概算払いと記入して決定を受けなければならない。

(概算払いの精算)

第12条 概算払いを受けた者は、その金額確定後5日以内に精算しなければならない。

附則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成18年11月24日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年11月24日から平成20年3月31日までの間における次の表に掲げる旅費の額については、改正後の規程別表の規定にかかわらず、当該表に定める額とする。

区分	会議日当 (1日につき)	旅行日当 (1日につき)	
		市外	道外
理事長 副理事長	7,100円	日帰り 8,500円 宿泊 9,600円	10,100円
その他 役員 評議員	6,600円	日帰り 7,850円 宿泊 9,100円	9,600円
委員	3,200円	日帰り 4,450円 宿泊 5,700円	6,200円

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

## 別表

(H21, 4, 1 施行)

区 分	航 空 賃	鉄 道 賃 船 賃	車賃(1キ ロメートルに つき)	会議日当 (1日に つき)	旅行日当(1日につ き)		宿泊料(1夜につ き)	
					市外	道外	市外	道外
理 事 長 副理事長 その他の 役員 評 議 員	実 費	上級の運 賃又は実 費	円 20	円 6,000	円 8,500	円 9,000	円 12,000	円 14,000
委 員				2,900	5,400	5,900		
事務局長 事務局次 長					2,200	2,800		
係 長 主 任					2,100	2,500		
その他の 職 員					2,000	2,200		

備考1 この表の規定にかかわらず、日帰り旅行する場合の日当は、支給しない。

備考2 協会職員以外の旅行日当のうち、札幌市、千歳市、北広島市及び長沼町へ日帰り旅行する場合は、会費日当額を旅行日当として支給する。